

報酬等の支給の基準

一般財団法人ファジィシステム研究所

一般財団法人ファジィシステム研究所
報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この基準は、一般財団法人ファジィシステム研究所（以下「本財団」という）定款第12条及び第26条の規定に基づき、評議員及び役員に対する報酬等の支給について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて、「役員等」という。
- (2) 「常勤役員」とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 「非常勤役員」とは、役員のうち、常勤以外の者をいう。
- (4) 「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 「費用」とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費及び日当を含む）及び通勤手当等の経費を言う。

(報酬の支給)

第3条 本財団は、役員等に対して、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員等には、役員賞与は支給しない。

(支給の有無及び報酬の額の決定)

第4条 評議員に対する報酬の支給の有無及び支給する場合の報酬の額は、評議員会において決定するものとし、その額は別表に掲げる金額を上限とする。

2 役員に対する報酬の支給総額の上限は、評議員会において決定するものとする。

3 個々の役員に対する報酬の支給の有無及び支給する場合の報酬の額は、理事長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

4 前項において、非常勤役員に対する報酬額は、別表に掲げる金額を上限とする。

5 第3項において、常勤役員に対して報酬を支給する場合には、別表中の「常勤役員俸給表」に基づき、定例報酬額を支給することとし、適用する号俸は、理事長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

(定例報酬の支給)

第5条 前条第5項の定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等の、支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする「給与規程」に準ずる。

(費用)

第6条 本財団は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に対する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は「給与規程」に準ずる。

(改廃)

第7条 この基準の改正は、評議員会の議をもって行うものとする。

(補則)

第8条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成22年7月1日より施行する。
一般財団法人移行前の「報酬等の支給の基準」は、同日をもって廃止する。

「報酬等の支給の基準」第4条に基づく報酬の額

1. 評議員

区 分	評議員会等出席1回当たり (上限)
評議員	30,000円

2. 役員

(1) 非常勤役員

区 分	理事会等出席1回当たり (上限)
役 員	30,000円

(2) 常勤役員

定例報酬(賞与なし)とし、その額は、以下の「常勤役員俸給表」による。

「常勤役員俸給表」(単位:円)

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	50,000	11	220,000	21	420,000	31	620,000	41	820,000
2	60,000	12	240,000	22	440,000	32	640,000	42	840,000
3	70,000	13	260,000	23	460,000	33	660,000	43	860,000
4	80,000	14	280,000	24	480,000	34	680,000	44	880,000
5	100,000	15	300,000	25	500,000	35	700,000	45	900,000
6	120,000	16	320,000	26	520,000	36	720,000	46	920,000
7	140,000	17	340,000	27	540,000	37	740,000	47	940,000
8	160,000	18	360,000	28	560,000	38	760,000	48	960,000
9	180,000	19	380,000	29	580,000	39	780,000	49	980,000
10	200,000	20	400,000	30	600,000	40	800,000	50	1,000,000